



厚生労働省

# 福岡労働局 News

平成27年5月  
発行 No.5

福岡労働局のホームページはこちら <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 1 若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応 ～出前講座を開催



平成27年4月13日（月）に実施した  
出前講座の風景

福岡労働局ではこれから社会に出ていく若者に対して、労働法の基礎知識についての出前講座を開催しています。

この講義は「知って役立つ労働法」と銘打って、労働法の基礎知識を得ることにより、若者の使い捨てを行う企業を見抜く目を持つことや就職後の労働問題に適切に対応することを目的としています。

昨年度は県内の大学や短期大学において36回の講義を開催し、受講生からは、「役に立つ」、「分かりやすかった」などの声が多く寄せられました。

今年度も、大学等と連携をして、より多くの出前講座を開催する予定です。

また、今年度から、労働トラブルに関する相談先の周知や、ハローワーク等における若者向けセミナー等における労働法制の普及の取組を新たに推進することとしています。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局総務部企画室 092-411-4763

## 2 福岡「働き方改革」に向けた共同宣言を採択



平成27年3月19日（木）に実施した  
（福岡働き方改革推進会議）の風景

3月19日、福岡労働局ほか関係6機関は、「福岡『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択しました。

「福岡働き方改革推進会議」の場において、福岡労働局、福岡県、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会福岡県連合会が共同宣言を採択しました。

この共同宣言の内容は、すべての人が健康で安心して働くことができ、人材の確保・育成や生産性の向上、女性の活躍推進や地方創生を実現するためにも、労使の意識改革を進め、効率的な働き方による時間外労働の削減や休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に取り組もうというもので、各企業における取組の推進に努めることとしています。

【この記事へのお問い合わせ先】

福岡労働局労働基準部監督課 092-411-4862

### 3 新卒者の求人要請 ◇◇経済団体訪問◇◇



平成 27 年 5 月 20 日（水）に実施した  
新卒者の求人要請の風景

福岡労働局では、福岡県と連携し、平成 27 年 5 月 20 日（水）及び 21 日（木）の両日、県内の主要経済団体を訪問し、新規学校卒業予定者の応募機会の拡大や求人の早期提出について要請を行いました。

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、新しく社会へ巣立つ生徒・学生や家族にとって、雇用の安定は、大きな意味を持つものです。

このため、福岡労働局では、県内各公共職業安定所や福岡新卒者等就職・採用応援本部構成機関との連携を図りながら、引き続き、県内の主要企業・経済団体に対して求人要請を行うとともに、新規学校卒業予定者に対する就職支援を強化して参ります。

【この記事へのお問い合わせ先】  
福岡労働局職業安定部職業安定課 092-434-9801

### 4 平成 27 年 4 月から変わりました。 パートタイム労働法とくるみん税制優遇・特例認定について



認定マーク【くるみん】



特例認定マーク【プラチナくるみん】

平成 27 年 4 月から、パートタイム労働法が改正され、事業主に対し、文書交付等による労働条件の明示の項目に「相談窓口」の明示を加えるとともに、パートタイム労働者の雇入れ時の賃金制度の内容等の説明、相談体制の整備が義務付けられました。また、広く全てのパートタイム労働者と正社員の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと定めるとともに、差別的取扱いが禁止される正社員と同視すべきパートタイム労働者の要件から無期労働契約要件が削除されました。

また、次世代育成支援対策推進法については、法律の有効期限が 10 年間延長されるとともに、従来からのくるみん認定に加え、くるみん認定取得事業主を対象に特例認定（プラチナくるみん）が創設されました。なお、くるみん認定やプラチナくるみん認定を取得すると、一般事業主行動計画に位置付けた「次世代育成支援に資する資産（例えば、事業所内保育施設など）」について割増償却の税制優遇を受けることができます。

【この記事へのお問い合わせ先】  
福岡労働局雇用均等室 092-411-4894